

保護者のみなさまへ

小千谷市社会福祉事務所長
認定こども園つくし幼稚園 園長

感染症による「幼稚園登園停止期間の基準」について

お子さんが感染症にかかった場合、周囲の子どもたちへの感染予防のため、登園を遠慮していただいております。本年度から小千谷市で「登園停止の基準」と「登園許可証」の用紙が統一されました。それに準じて登園許可証を幼稚園に提出してください。提出後に登園となります。

区 分	病 名	登園停止期間の基準
第 1 種	・ エボラ出血熱 ・ クリミア ・ コンゴ出血熱 ・ 痘そう ・ 南米出血熱 ・ ペスト ・ マールブルグ病 ・ ラッサ熱 ・ 急性灰白髄炎 ・ ジフテリア ・ 重症急性呼吸器症候群(SARS) ・ 中東呼吸器症候群(MERS) ・ 特定鳥インフルエンザ その他新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第 2 種	・ インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 <u>3 日</u> を経過するまで
	・ 百日咳	特有の咳が出なくなるまで又は <u>5 日間</u> の適正な <u>抗菌薬療法が終了するまで</u>
	・ 麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	・ 流行性耳下腺炎(おたふく風邪)	<u>耳下線、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後</u> <u>5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるま</u> <u>で</u>
	・ 風しん(三日はしか)	発しんがなくなるまで
	・ 水痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
	・ 咽頭結膜熱(アデノウィルス感染症)	主要症状がなくなって後 2 日を経過するまで
	・ 結 核	医師により感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	・ 髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認めるまで
	・ 腸管出血性大腸菌感染症(O-157、O-111、O-26 など) ・ 流行性角結膜炎(はやり目) ・ 急性出血性結膜炎 ・ コレラ ・ 細菌性赤痢 ・ 腸チフス ・ パラチフス	医師により感染のお それがないと認める まで

・ 次の感染症のときは、一定の登園停止期間は設けられていませんが、症状が重いつきや、そのときの発生状況や流行の動向によって、医師による登園許可の判断が必要になる場合があります。

・ 登園するときに「登園許可証」の提出が必要か否かは医師の指示に従ってください。

※「登園許可証」の要・不要にかかわらず、疑われる症状がある際は医療機関を受診し、登園開始の目安については医師の指示に従ってください。

第 3 種 その他	・ 溶連菌感染症 ・ マイコプラズマ感染症 ・ 伝染性紅斑(りんご病) ・ ヘルパンギーナ ・ 手足口病 ・ ウィルス性肝炎 ・ とびひ(感染性膿痂疹) ・ アタマジラミ ・ RS ウィルス ・ 感染性胃腸炎 (ノロウィルス・ロタウィルスなど) など
--------------	---

上記の基準は、「学校保健安全法施行規則」に準じています。